

横浜市とソフトバンク株式会社が連携し、 消費者被害の未然防止に取り組めます！

～「消費者被害の未然防止のための取組に関する協定」を締結しました～

近年、増加するインターネットやスマートフォンを通じた消費者被害を未然に防止するため、横浜市とソフトバンク株式会社は、「消費者被害の未然防止のための取組に関する協定」を締結し、デジタル社会の進展に対応した消費者被害防止の取組を進めていきます。

1 協定締結の経緯

デジタル社会の進展等により、消費者被害や契約トラブルの内容も困難化・深刻化しており、インターネットやスマートフォンを通じた定期購入トラブルや副業・投資トラブル等に関する相談も多く寄せられています。

こうした課題への対応について、強みであるテクノロジーを活用して社会貢献活動に取り組んでいる、ソフトバンク株式会社様に共感いただき、本協定の締結に至りました。

2 具体的な連携取組内容

■「インターネット・スマートフォンを通じた消費者被害の防止」等をテーマとした出前講座の実施



▲ 地区センターで実施した出前講座の様子

横浜市では自治会町内会や民生委員・児童委員など地域の高齢者や地域の見守り関係者が主催する講座や研修・会議・サロン等へ、講師を無料で派遣する「地域の消費者被害未然防止出前講座」を実施しています。

今回新たに、ソフトバンクから講師を派遣し、「インターネット・スマートフォンを通じた消費者被害の防止」等をテーマとした講座を実施します。

(その他の連携取組についても、随時、企画・実施予定)

3 協定締結期間

令和6年10月9日(水)～令和7年3月31日(月) ※解約申出がなければ、1年ごとの自動更新

お問合せ先

横浜市経済局消費経済課長 畠山 重徳 Tel 045-671-2573



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

